

議案第四十一号

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十三年六月十三日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例
杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例（昭和五十七年杉並区条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表」を「別表第一」に改める。

第二条第一項第一号中「及び健康増進」を「健康増進及び介護予防」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 高齢者その他の世代との交流に関すること。

第二条の次に次の一条を加える。

（休館日及び開館時間）

第二条の二 センター及び館（以下「センター等」という。）の休館日及び開館時間は、規則で定める。

第三条第一項を次のように改める。

センターの施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 区内に住所を有する六十歳以上の者
 - 二 第二条第一項第一号から第四号までに規定する事業に参加する者
 - 三 その他区長が特に必要と認めたる者
- 第三条第二項中「館」の下に「の施設」を加え、同項第二号中「前条第二項第一号から第四号まで」を「第二条第二項第一号から第四号まで」に改める。
- 第四条第一項中「センター及び館（以下「センター等」という。）」を「センター等の施設」に、「規則の」を「規則で」に改める。
- 第五条中「使用について」を「施設（別表第二に規定する施設を除く。）の使用料」に改める。
- 第六条中「センター等」の下に「の施設」を加える。
- 第八条中「、センター等」の下に「の施設」を加える。
- 第十一条を第二十条とし、第十条の次に次の九条を加える。
- （指定管理者による管理）
- 第十一条 区長は、センター等の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センター等の管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。
- 一 第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる事業に関する業務
 - 二 第四条第一項の規定によりセンター等の施設の使用を承認すること又は同条第二項

の規定により、同項各号のいずれかに該当すると認めるときに、使用を承認しないこと。

三 第八条の規定により、同条第一号若しくは第三号に該当するとき、使用者が使用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めるときに、センター等の施設の使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すこと。

四 センター等の施設の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第十二条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

二 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

三 センター等の効用を最大限に發揮するとともに、高齢者の福祉の増進を図ることができること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第十三条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

二 前条第三項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等で、区長が臨時にセンター等の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第二に定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第十七条第一項、第十八条及び第十九条の規定を準用する。この場合において、第十七条第一項、第十八条及び第十九条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第二中「利用料金」とある

のは「使用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者の告示)

第十四条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第十五条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第十六条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
- 二 個人情報情報の取扱いその他のセンター等の管理の基準に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、センター等の管理に関し必要な事項

(利用料金等)

第十七条 センター等の施設(別表第二に規定する施設に限る。次項において同じ。)に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を使用するときまでに納付しなければならぬ。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところによる。

2 センター等の施設及びその利用料金は、別表第二のとおりとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第十八条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第十九条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。
別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第五条、第十三条、第十七条関係)

(一) 浴室

(二) 小浴室	名称		使用区分		利用料金	
	杉並区立 高齢者活 動支援セ ンター					区内に 住所を 有する 六十歳 以上の 者
	前の者	公衆浴場入浴料金の価格と同一の額	正午から午後四時まで	二〇〇円		利用料金
	外記以	公衆浴場入浴料金の価格と同一の額	午後四時後午後七時まで	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等 に関する省令(昭和三十二年厚生省 令第三十八号)第二条の規定に基づ き、東京都知事が告示する公衆浴場 入浴料金の価格(以下「公衆浴場入 浴料金の価格」という。)と同一の 額		
利用料金						

名称	使用区分	
杉並区立 高齢者活 動支援セ ンター	貸切り	一人、一時間三十分につき
入浴に介助を必要とする区内に住居を有する六十歳以上の者を介助を行うもの	午前十時から午後四時まで 二〇〇円	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項及び第三条第一項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

高齢者活動支援センター等に指定管理者制度を導入する等の必要がある。

<p>杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例 新旧対照表（抄）</p> <p>新 条 例</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 高齢者の福祉の増進を図るため、杉並区立高齢者活動支援センター（以下「センター」という。）及びゆうゆう館（以下「館」という。）を別表第一のとおり設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 高齢者の各種相談、健康増進及び介護予防に関すること。</p> <p>二及び三 略</p> <p>四 高齢者その他の世代との交流に関すること。</p>
<p>（設置）</p> <p>第一条 高齢者の福祉の増進を図るため、杉並区立高齢者活動支援センター（以下「センター」という。）及びゆうゆう館（以下「館」という。）を別表第一のとおり設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 高齢者の各種相談、健康増進及び介護予防に関すること。</p> <p>二及び三 略</p> <p>四 高齢者その他の世代との交流に関すること。</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 高齢者の福祉の増進を図るため、杉並区立高齢者活動支援センター（以下「センター」という。）及びゆうゆう館（以下「館」という。）を別表第一のとおり設置する。</p> <p>（事業）</p> <p>第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 高齢者の各種相談及び健康増進に関すること。</p> <p>二及び三 略</p>

五| 略

六| 略

2
略

(休館日及び開館時間)

第二条の二 センター及び館(以下「センタ

ー等」という。)の休館日及び開館時間

は、規則で定める。

(使用することができる者)

第三条 センターの施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

一 区内に住所を有する六十歳以上の者

二 第二条第一項第一号から第四号までに

規定する事業に参加する者

三 其他区長が特に必要と認めたる者

2 館の施設を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

一 略

二 第二条第二項第一号から第四号までに規定する事業に参加する者

四| 略

五| 略

2
略

(使用することができる者)

第三条 センターを使用することができる者は、区内に住所を有する六十歳以上の者その他区長が特に必要と認めたる者とする。

2 館 を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

一 略

二 前条第二項第一号から第四号までに規定する事業に参加する者

三 略

(使用の手続等)

第四条 センター等の施設

を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 略

(使用料)

第五条 センター等の施設(別表第二に規定する施設を除く。)の使用料は、無料とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第六条 センター等の施設の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

第八条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、センター等の施設の

三 略

(使用の手続等)

第四条 センター及び館(以下「センター

等」という。)を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 略

(使用料)

第五条 センター等の使用については、無料とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第六条 センター等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

第八条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、センター等の

使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

一、四略

(指定管理者による管理)

第十一条 区長は、センター等の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センター等の管理の業務のうち次に掲げるもの(以下「管理の業務」という。)を行わせることができる。

一 第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる事業に関する業務

二 第四条第一項の規定によりセンター等の施設の使用を承認すること又は同条第二項の規定により、同項各号のいずれかに該当すると認めたとときに、使用を承認しないこと。

使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。

一、四略

- 三 第八条の規定により、同条第一号若しくは第三号に該当するとき、使用者が使用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めたときに、センター等の施設の使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すこと。
 - 四 センター等の施設の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務
 - 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
- （指定管理者の指定）
- 第十二条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。
- 2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。
 - 3 区長は、前項の規定による申請があつた

ときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができる」と認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

二 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

三 センター等の効用を最大限に発揮するとともに、高齢者の福祉の増進を図ることができること。

四 前三号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第十三条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止

- を命ずることができる。
- 一 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
 - 二 前条第三項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。
- 2 | 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時にセンター等の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第二に定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。
- 3 | 前項の場合にあつては、第十七条第一項、第十八条及び第十九条の規定を準用す

る。この場合において、第十七条第一項、第十八条及び第十九条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第二中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者の告示)

第十四条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第十五条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後)、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第十六条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
- 二 個人情報の取扱いその他のセンター等の管理の基準に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、センター等の管理に関し必要な事項

(利用料金等)

第十七条 センター等の施設（別表第二に規定する施設に限る。次項において同じ。）に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を使用するときまでに納付しなければならぬ。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところによる。

2 センター等の施設及びその利用料金は、別表第二のとおりとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第十八条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第十九条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第二十条 略

(委任)

第十一条 略